

(1) まちづくり基本方針の位置づけと役割

まちづくり基本方針は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市のまちづくりの将来像を描いたものです。
 まちづくり基本方針の策定に当たっては、市の行政運営の指針である「長期総合計画」、東京都が定める広域的な都市計画の指針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」など各種まちづくり計画・施策との整合を図っています。

(2) 策定の目的

現在のまちづくり基本方針は、令和5(2023)年度に計画期間が終了することを受け、東京都の「都市づくりのグランドデザイン(平成29年)」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和2年度改定予定)」、多摩都市モノレール延伸計画の具体的な動き、新青梅街道の拡幅によるまちづくりの進展などを見据えた新たなまちづくりの方向性を示すため、まちづくり基本方針の新規策定を行います。

(3) まちづくり基本方針の経過

・平成16年3月 武蔵村山市まちづくり基本方針策定

社会情勢等の変化

- 地震等の自然災害への対策
- 都市核土地区画整理事業の進捗
- 日産村山工場跡地の整備など
- 武蔵村山市まちづくり条例制定(平成23年)

上位計画等の策定

- 都市づくりビジョンの改定(東京都 平成21年)
- 新たな多摩のビジョン(東京都 平成25年)
- 武蔵村山市第四次長期総合計画(平成23年)

・平成25年10月 武蔵村山市まちづくり基本方針の改定

社会情勢等の変化

- 多摩都市モノレール延伸計画の具体的な動き
- 少子高齢化社会への課題・大規模自然災害等への対策など

上位計画の改定等

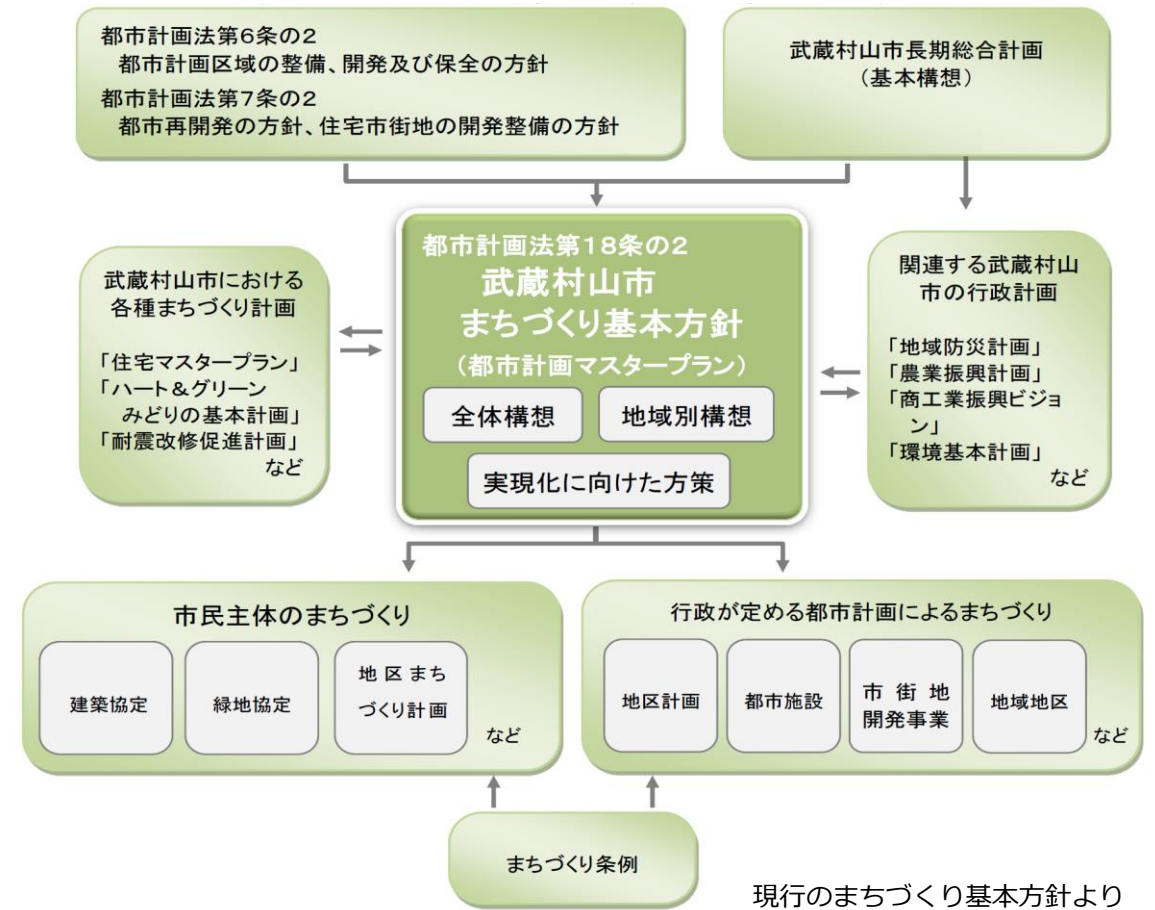
- 都市づくりグランドデザイン策定(平成29年)
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針改定(令和2年度)
- 第五次長期総合計画策定(令和2年度)

・令和2年11月 武蔵村山市まちづくり基本方針の策定検討の開始

(4) まちづくり基本方針策定スケジュール概要

	令和2年度		令和3年度				令和4年度			
	12	4	7	10	1	4	7	10	1	
都市計画審議会	● 策定開始報告				● 状況報告				● 諮問・答申	
アンケート調査	■									
現状整理	■									
都市づくりの理念と目標		■								
将来都市構造		■								
部門別方針		■	■	■	■					
全体構想		■	■	■	■	■				
地域別構想				■	■	■	■			
基本方針(原案)							■	■		
策定委員会等	■		■		■		■	■	■	
説明会等					● 市民懇談会・パブコメ			● 住民説明会・パブコメ		

【まちづくり基本方針の位置づけ】



現行のまちづくり基本方針より

(5) まちづくり基本方針策定に係る検討体制

